Q1：今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収しなければならないのですか？

A1：地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。（地方税法第 321 条の 3、第 321 条の 4 等及び各市町村の税条例の規定）
　なお、従業員が常時 10 名未満の事業者には、申請により納期を年 2 回とする制度があります。

Q2：「原則として特別徴収しなければならない」とのことですが、どういう場合に特別徴収しなくてもよいですか？アルバイト職員は普通徴収にしたいのですが。

A2：給与支払者は、以下の条件にあてはまる給与所得者で、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる場合を除き、特別徴収の方法によって徴収しなければならないこととされています。

・給与所得者のうち支給期間が 1 月を超える期間（例：年俸一括払い等）によって定められている給与のみの支払いを受けているもの
・外国航路を航行する船舶の乗務員で 1 月を超える期間以上乗船することとなるため、慣行として不定期にその給与の支払をうけているもの

　したがって、アルバイト等の非正規職員であっても、特別徴収の方法によって徴収していただく必要があります。

Q3：特別徴収に切り替えるメリットはありますか？また、切り替えなければどうなりますか？

A3：特別徴収のメリットとしては、次のことがあげられます。

・従業員が納税に出向く手間を省くことができます
・普通徴収の納期が原則 4 期であるのに対し、特別徴収は年 12 回なので従業員（納税義務者）の 1 回あたりの負担が少なくてすみます。